

主体的・対話的で深い学び

～指導教諭連絡協議会 還流報告～



○必要性の指摘

- ・文部科学大臣から中央教育審議会への諮問(平成26年11月20日)に際し、アクティブ・ラーニングの充実と必要性が指摘された。
- ・上記の指摘を受け、中央教育審議会の答申(平成28年12月21日)では、子どもたちの「主体的・対話的で深い学び」を実現するために共有すべき授業改善の視点として位置づけを明確にすることとされた。
- ・上記答申をふまえ、新学習指導要領(平成29年3月)の総則に「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善」が示された。

○背景

グローバル化の進展や人工知能(AI)の急速な進化など、社会の様々な領域で激しい変化が加速的に進む中、こうした変化に受身で対応するのではなく、よりよい人生や社会を自ら創り出す資質・能力の育成が求められている。

こうした背景の下、新学習指導要領は「社会に開かれた教育課程」の理念を掲げ、子どもたちが「何ができるようになるか」「何を学ぶか」「どのように学ぶか」を一体的にとらえて改善が行われた。新学習指導要領ではこれからの時代に必要とされる資質・能力を育成するよう、教育内容全体を構造的に見直すとともに、学びの質に着目し、子どもたちの「主

体的・対話的で深い学び」が実現するよう授業改善の取り組みを活性化することが目指されている。

○「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業改善のポイント

- ・「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱で整理された資質・能力の育成が偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、児童(生徒)の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行う。
- ・各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう過程を重視する。
- ・新学習指導要領では、子どもたちが「どのように学ぶか」が大切であるという認識のもと、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けたアクティブ・ラーニングの視点からの学習・指導方法の改善が必要であるとした。これは、形式的に対話型を取り入れた授業や特定の指導の型を目指した技術の改善ではなく、教育が教えることにしっかりと関わり、子どもに求められる資質・能力を育むために必要な学びの在り方を絶え間なく考え、授業の工夫・改善を重ねていくことである。

(ポンチ絵参照)

【新学習指導要領改訂のポイント】

☆「社会に開かれた教育課程」の実現の重要性 カリキュラムマネジメント

- | | |
|--------------------------|-------------|
| ○教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成 | ○学校段階間の接続 |
| ○主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善 | ○学習評価の充実 |
| ○特別な配慮を必要とする児童生徒への指導 | ○児童生徒の発達の支援 |